一五八　揮発油中の酸化生成物の測定方法として経済産業大臣が定める方法　二　144　一
一五九　平成二十四年度中小企業者に関する国等の契約の方針の要旨　三　145　四
一六〇　電気事業法第五十条の二第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をした件　九　六
一六一　電気事業法第八十九条の規定に基づき、登録調査機関の登録の更新をした件　一〇　七
一六二　高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十四の規定に基づく指定保安検査機関の業務の全部を廃止する旨の届出があった件　一一　八
一六三　輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件　一九　156　四一
一六四　輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物の一部を改正する件　一九　156　四一
一六五　貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する件　一九　156　四一
一六六　輸出貿易管理令第四条第一項第六号の規定に基づき、貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要がないものとして経済産業大臣が告示で定める貨物を廃止する件　一九　156　四一
一六七　輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基づき、一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものを定める件　一九　156　四一
一六八　輸入貿易管理令第十四条ただし書の規定に基づく経済産業大臣が定める場合の一部を改正する件　一九　156　四一
一六九　伝統的工芸品産業の振興に関する法律第二条第一項及び第二項の規定に基づき伝統的工芸品として指定した件　二五　六
一七〇　伝統的工芸品として指定した件の一部を改正した件　二五　七
一七一　小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める告示の一部を改正する告示　二六　八
一七二　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件　二七　六
一七三　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件　二七　六
一七四　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件　二七　六

○経済産業省、環境省

一〇　温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件の一部を改正する件　一三　153　二
一一　特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件　一三　153　三
一二　温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件　一三　153　四

○特　許　庁

一四　特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件　二　五
一五　国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件　二　五

○国土交通省

一七〇　施設及び車両の定期検査に関する告示の一部を改正する告示　二　五
一七一　高速自動車国道に関する件　四　八
一七二　平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件　五　八
一七三　水先人に免許を与えた件　五　八
一七四　登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　六　七
一七五　道路整備特別措置法施行令の規定に基づき、自動車交通上密接な関連を有する指定都市高速道路の一部を改正する件　一〇　七
一七六　建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定等をした件　一〇　八
一七七　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一二　五